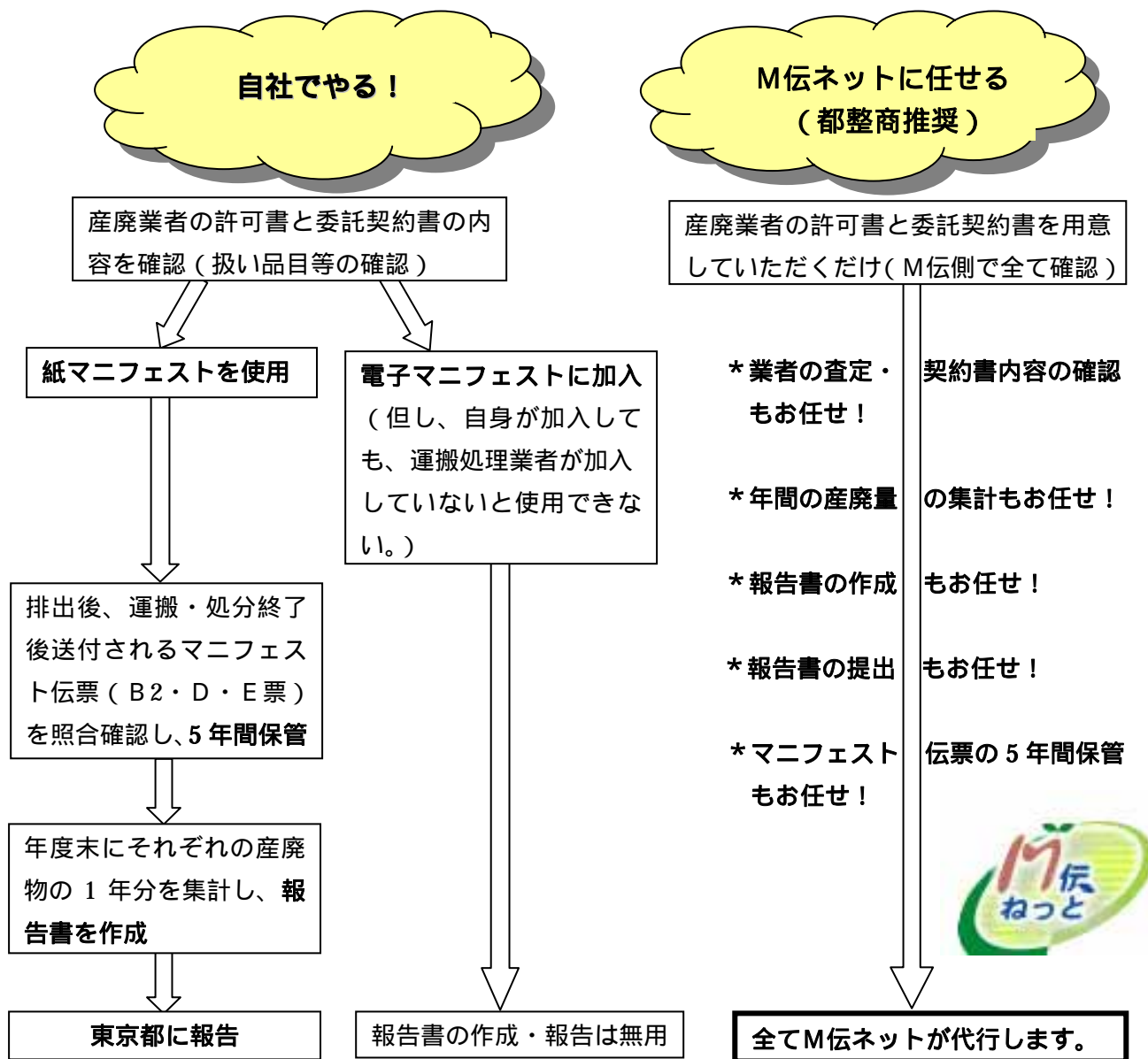


# 産業廃棄物の管理・報告どうしますか？

毎年 6 月 30 日までに前年度分のマニフェスト伝票交付状況を各自治体に報告することが法律で義務化され、平成 20 年 6 月に報告義務が開始されます。

## 産業廃棄物の排出量を管理、報告書の作成・提出を



M 伝ネットに加入していただくと現在依頼している産廃業者との契約が適正に交わされているか、最終処分まで適正に行われているかを確認。煩わしい産業廃棄物排出量の管理、報告書の作成、東京都への届出等全て皆様に代わり行います。また、いつでも現在の排出状況がネットで確認できます。

M伝ネットについてはホームページ(トスネット)上で動画にてご覧いただけます。

### M伝ネット基本料金

初期費用 (税込み)	5,250 円	毎月管理料金 (税込み)	2,100 円
------------	---------	--------------	---------

初期費用は登録時に現在の取引している産廃引取り業者の選定・監査及び委託契約書等の確認のための費用です。全ての産廃物を商工組合に依頼いただける組合員の方は初期費用は無料になります。

<お問い合わせは下記まで>

東京都自動車整備商工組合 経済部経済課 電話 03 - 5365 - 3611